

建設機械と荷役運搬機械は、
労働安全衛生法により定期(特定)自主検査が
義務づけられています。



特定自主検査とは

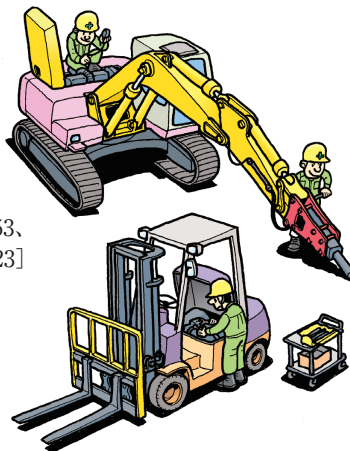
車両系建設機械、車両系荷役運搬機械及び高所作業車については、労働安全衛生法により、事業者は**1年を越えない期間ごとに1回**(ただし不整地運搬車は2年を越えない期間ごとに1回)、定期に、**有資格者による自主検査**を実施しなければなりません。この定期自主検査(年次検査)のことを**特定自主検査【特自検】**といいます。人間でいうなら年に一度の【人間ドック】や【健康診断】と同じです。



■ どんな検査を行うのか

検査は、各機械ごとに定められた検査事項について実施し、**結果を記録**することになっています。

[安衛則 第151条の21、第151条の53、
第167条、第194条の23]



■ 検査の記録は

検査の結果は、所定の特定自主検査記録表(チェックリスト)に次の事項を記録して、**3年間保存**しなければなりません。
検査年月日 検査方法 検査箇所 検査結果 検査実施者名 検査結果の措置内容

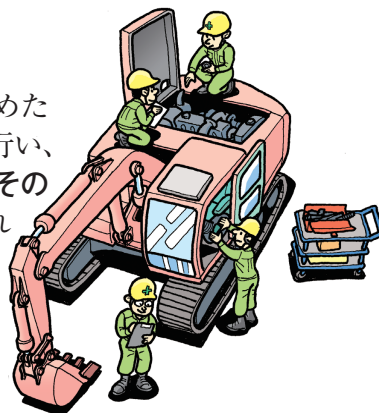
[安衛則 第151条の23、第151条の55、
第169条、第194条の25]



■ 異常があった場合は

検査の結果、異常を認めた場合は直ちに**補修**などを行い、正常な状態に修復させ、**その他必要な措置**をとらなければなりません。

[安衛則
第151条の26、
第151条の58、
第171条、
第194条の28]



■ 検査する人は

法令で定められた資格を有する検査者、または**登録検査業者**のいずれかによって特定自主検査を実施することになっています。

[安衛法 第45条第2項、第54条の3、第54条の4]

法定検査機器

事業者(ユーザー)からの依頼により特定自主検査を実施する登録検査業者は、次に示す検査機器を最低1セット以上保有することが、法律で決められています。

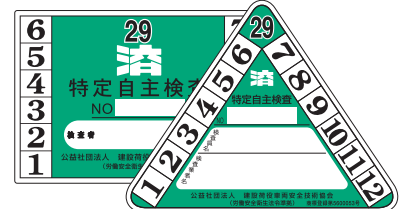
- 1 圧縮圧力計
- 2 回転計
- 3 シックネスゲージ
- 4 ノズルテスター
- 5 油圧計
- 6 電圧計
- 7 電流計
- 8 探傷器
- 9 摩耗ゲージ



■ 検査済機械には

検査が済んだ機械には、見やすい箇所(運転席の付近など)に検査を実施した年月を明らかにする**標章(ステッカー)**を貼付しなければなりません。

[安衛則
第151条の24第5項、
第151条の56第5項、
第169条の2第8項、
第194条の26第5項]



■ 検査や必要な措置を怠ったときは

罰則(50万円以下の罰金等)が適用されます。

[安衛法 第119条、第120条、第122条]

安全を心にこめて **特自検**